

## 議案第11号

### 四條畷市企業版ふるさと納税基金条例の制定について

次のとおり四條畷市企業版ふるさと納税基金条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年8月25日 提出

四條畷市長 錢 谷 翔

#### 提案理由

基金を設置し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の経費に充てるため、本条例の制定を行いたく、本案を提案した。

## 四條畷市企業版ふるさと納税基金条例

### (設置の目的)

第1条 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の経費に充てるため、四條畷市企業版ふるさと納税基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金又は下水道事業会計の現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 基金は、第1条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。